平成２２年（フ）第９３７号
大阪府門真市城垣町２番25号
債務者　平井　次郎
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５３号
大阪市鶴見区安田３丁目17番37号
債務者　坂井　英一
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６５号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目１番９号
ローレルハイツ中野301号
債務者　農**塵**　敏光
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７５号
大阪府枚方市長尾西町１丁目28番７―108号
債務者　種村吉則こと　種村　福徳
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８６号
大阪市淀川区西三国２丁目12番58―305号
債務者　大西　恒之
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９８号
大阪府吹田市川岸町２番20―405号、主たる営業所大阪府吹田市内本町１丁目12番21号
債務者　金尾部品商会こと　金尾　　宏
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０２６号
大阪市港区池島２丁目１番31―102号
債務者　松浦　秀志
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４３３号
大阪府大東市中垣内２丁目14番22号
債務者　菊地　敏治
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４７３号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番36―201号
債務者　尾野千恵美
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４７８号
大阪市生野区巽東１丁目12番４号
債務者　古池香代子（旧姓播野）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５４０号
大阪市平野区長吉六反５丁目４番33―403号
債務者　溝脇八千代
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５８７号
大阪府吹田市竹見台３丁目２番Ｃ39―103号
債務者　渡部　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６３５号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目18番27―202号
債務者　塚田　圭造
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６３９号
大阪市北区本庄西２丁目10番９号　ハイム由本４Ｂ号室
債務者　鳴尾　義彦
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６５０号
大阪市住吉区万代東１丁目３番３号
債務者　阿部　英治
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６５２号
大阪府池田市五月丘３丁目５番125―301号
債務者　谷川　幸男
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６５９号
大阪市浪速区戎本町１丁目６番７―801号
債務者　原田　治重
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６６４号
大阪府摂津市鳥飼中１丁目３番４―311号
債務者　小野カオリ
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部